

令和7年度「京都市 輝く地域企業表彰」及び「これからの1000年を紡ぐ企業認定」式典の企画及び運営業務に関する提案募集要項

1 業務の名称

令和7年度「京都市 輝く地域企業表彰」及び「これからの1000年を紡ぐ企業認定」式典企画及び運営業務

2 業務の目的及び募集趣旨

京都市では、「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、地域に根差した企業活動に継続して取り組まれている事業者を表彰する「京都市 輝く地域企業表彰」（以下「表彰」という。）を実施する。

また、「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、社会課題を解決する事業者を認定する「これからの1000年を紡ぐ企業認定」（以下「認定」という。）を実施する。

表彰及び認定によって、様々な地域企業や社会課題の解決に取り組む企業のモデルを事業者並びに市民の皆様に広く周知・発信するため、式典を実施することとし、効率的かつ効果的な業務遂行のため、式典の企画及び運営業務を委託する。

委託先選定に当たっては、条例や構想に基づく京都市の取組について十分に理解するとともに、式典の企画及び運営に関し、優れた能力を有していることが必要であることから、総合的に能力を審査するプロポーザル方式により受託候補者を選定する。

3 応募資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録していること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(4)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (6) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (7) 以下の業務の類似実績を有すること。

事業者等表彰式典の企画運営に関する業務の実績

4 公募期間

令和7年6月16日（月）～6月27日（金）

5 委託業務の内容、委託期間及び委託金額の上限

仕様書のとおり

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備考
参加表明書【様式1】	1部	
企画提案書（任意様式）	6部	<ul style="list-style-type: none">企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。
見積書（任意様式）	6部	<ul style="list-style-type: none">宛先は京都市長とすること消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	6部	<ul style="list-style-type: none">会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	6部	<ul style="list-style-type: none">本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出。
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	1部	<ul style="list-style-type: none">本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出。

また、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	1部	申請日前3箇月以内に発行のもの（写し可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税及び京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
使用印鑑届【様式4】	1部	
誓約書【様式5】	1部	

- (2) 提出期限
令和7年6月27日（金）まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送によるものとする。
ただし、郵送の場合は必着、持参の場合は午後5時までとする。
- (4) 仕様書等に対する質問期限及び回答
- ア 質問期限
令和7年6月23日（月）午後5時までとする。
期限後の質問は、一切受け付けない。
- イ 質問方法
本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3応募資格」を満たしている者とし、
質疑書（任意様式）を持参、FAX又は電子メールにより提出すること。口頭による質疑
は受け付けない。
- ウ 回答方法
質疑に対する回答は、令和7年6月25日（水）までに以下のホームページに公開する
ことにより行う。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (5) 提出先及び問合せ先
京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室（宮原・大井）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL：075-222-3339 FAX：075-222-3331
メールアドレス：startup@city.kyoto.lg.jp

7 受託候補者の選定

応募者からの提出された企画提案書に基づいて選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、応募者に別途通知する。

- (1) 選定方法
- ア 次の(2)に掲げる審査基準について採点し、順位を決定する。このうち項目評価点（100点満点）合計点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、各委員の項目評価点の合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。
- (2) 審査基準
- ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

区分	評価事項	評価点
企画運営内容	的確に業務実施することが可能か。	15
	業務実施体制が整っているか。	15
	運営計画・手法が妥当であり、かつ安全性が高いか。	15
	仕様書に定める内容以外の効果的な追加提案はある	5

	か。	
	提案を通じて、当事業の趣旨を十分理解した内容であるか。	10
	「地域企業」について理解しているか。	10
市内貢献	市内に本店又は主たる事業所を有している中小企業であるか（満たしていれば5点）。	5
社会的課題解決	これからの1000年を紡ぐ企業認定の認定企業、KES、ISO14001等の環境認証を取得しているか、「障害者法定雇用率」を達成しているか（いずれか満たしていれば5点）。	5
事業実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある等、本業務を完遂させることが見込めるか（実績件数×2点）。	10
見積額	(契約金額の上限－自社の見積額) / (契約金額の上限－提案者のうち最低見積額) ×満点(10点) ※小数点第1位は四捨五入	10
合計		100点

イ 応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行うが、審査員の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を以下ホームページへ公表する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

万一、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

9 留意事項

- (1) 応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (2) 応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出物は応募者に返却しない。
- (4) 京都市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。
- (5) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。